

# 東日本大震災に係るお知らせ

3月11日に発生した東日本大震災に伴う税金の減免措置や納期限の延長、水道料金などの取扱をお知らせします。

## 固定資産税の減免措置

地震などの災害により固定資産が被害を受けた場合は、固定資産税の減免の対象とすることがあります。

### 減免の対象になるもの

課税されている土地、家屋などの損害割合が2割以上と認められる場合です。

### 減免の対象にならないもの

次のようなものは減免の対象になりません。

▼課税対象外の塀、門扉などの構築物。  
▼次のようなケースでは、一般的に損害割合が2割に満たないため、減免の対象となりません。

▽屋根の瓦の一部が落ち、外壁に数か所のひびがあり、内装の一部が損傷した場合。

▽屋根の瓦がすべて落ちたが、他に大きな損傷がない場合。

なお、家屋の被害の査定については、実際の修理費によるものではありません。

### 提出書類

固定資産税減免申請書

### 納付について

減免申請を行っても、減免の対象とならない場合や減免決定までに時間をおく

要することが予想されますので、決定通知書が届くまでは通常どおり納付するようにお願いします。  
後日、減免が決定した際に、減額した納付書への差し替えを行います。

## 町民税の減免措置

地震などの影響により現に居住する住宅に被害があった場合において、損害の程度により個人町民税の減免の対象とすることがあります。

### 減免の対象になる範囲

損失、損害の程度が住宅の価格の2割以上であり、納税義務者の前年中の所得が1,000万円以下の場合となります。

※ただし、保険金または損害賠償金などにより補てんされる場合は、対象になりません。

### 提出書類

▽町民税減免申請書

▽り災証明書

▽り災写真

### 減免の割合

減免となる割合は、損害の程度と納税義務者の前年中の合計所得金額に依ります。※下表を参照。

## 減免の適用範囲と割合

損失、損害の程度が住宅の価格の5割以上 適用の範囲	減免の割合
500万円以下	町民税の全額
500万円超 750万円以下	町民税の1/2
750万円超 1000万円以下	町民税の1/4
損失、損害の程度が住宅の価格の2割以上5割未満 適用の範囲	減免の割合
500万円以下	町民税の1/2
500万円超 750万円以下	町民税の1/4
750万円超 1000万円以下	町民税の1/8

### 申請受付先

▼税務課 課税グループ

役場1階 税務課窓口

☎ 62-8127

## 軽自動車税の措置

### 納期限の延長など

4月末日を納期限としていた軽自動車税については、今回の地震被害に伴う交通・郵便などの混乱の影響を考慮し、次のとおり変更しています。

▼納期限 5月31日(火)

▼身体障害者などの方の減免申請期間

納期限の延長に伴い身体障害者などの方の減免申請期間についても、5月20日(金)まで延長することになります。

▼継続検査用の納税証明書の有効期限

継続検査用の納税証明書の有効期限についても5月30日(月)まで延長されることとなりますので、車検などの際にそのまま利用することができます。

## 水道料金の取扱い

震災による水道水の濁りや給水装置の破損による漏水については、次のとおり取扱います。

### 水道水の濁りに対する措置

すべてのお客さまを対象に、5月検針水量(3月・4月使用水量)を1立方メートル減免し、水道料金を計算します。

### 宅地内および屋内において、漏水が生じていた場合

過去の実績水量(過去3回の平均水量)に基づき5月分(3月・4月使用水量)の使用水量を認定し、これを超える漏水などの水量を減じて料金を計算します。  
漏水認定については、従来どおり漏水修繕証明書の提出が必要になります。

### 水道水における放射能物質検査

町の水道水については、現在一日おきにサンプリングを行い放射能物質の検査を実施していますが、4月5日以降の三春町上水道および過足の水道水からは、放射性ヨウ素、放射性セシウムなどの放射性物質は一切検出されておりませんので、水道水としては問題なく安心してお飲みいただけます。

また、漏水による修繕や余震などの影響で配水管に揺れが生じることで一時的に濁った水が出る場合があります。このような場合は、少しの間水を出すことで解消されます。

今後とも安全な水道水を供給するため、適切な管理に努めてまいります。